

自己点検シート

(介護報酬編)

令和4年7月版

認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号 : 33

事業所名 :

点検年月日 : 令和 年 月 日()

点検担当者 :

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<p>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、利用者数の減少が生じた月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。</p>	<input type="checkbox"/> 算定している	青P652	青P1494
8～9時間の前後に行う日常生活上の世話	8時間以上9時間未満のサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	青P652	青P1494
	9時間以上10時間未満	<input type="checkbox"/> 50単位		
	10時間以上11時間未満	<input type="checkbox"/> 100単位		
	11時間以上12時間未満	<input type="checkbox"/> 150単位		
	12時間以上13時間未満	<input type="checkbox"/> 200単位		
	13時間以上14時間未満	<input type="checkbox"/> 250単位		
	利用後宿泊する場合や、宿泊翌日にサービス提供を受ける場合は算定不可	<input type="checkbox"/> 算定せず		
所要時間による区分の取扱い	<p>送迎時に実施した居宅内介助を通所介護の時間に含める場合、以下のすべての要件に該当していること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 含めることができるのは1日30分以内 2 居宅サービス計画・通所介護計画に位置付けあり 3 実施者は介護福祉士、実務者研修修了者等、一定の要件に該当していること 	<input type="checkbox"/> 該当	青P650	青P1491
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/> 該当	青P652	青P1494
	通常の実施地域を超えてサービスを提供	<input type="checkbox"/> 合致		
	交通費の支払いを受領	<input type="checkbox"/> なし		
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	<input type="checkbox"/> 満たす	青P654 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十四の三）	青P1496 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十四の三）
	認知症対応型通所介護計画上の位置づけ	<input type="checkbox"/> あり		
	入浴介助の実施（介助には、入浴中の利用者の観察を含む。）	<input type="checkbox"/> 実施		
	利用者の事情により入浴を実施しなかった場合	<input type="checkbox"/> 算定せず		
入浴介助加算（Ⅱ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	<input type="checkbox"/> 満たす		
	認知症対応型通所介護計画上の位置づけ	<input type="checkbox"/> あり		
	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価	<input type="checkbox"/> 実施		
	利用者の居宅を訪問し評価した者が入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、認知症対応型通所介護事業所に対しその旨情報共有	<input type="checkbox"/> 実施		
居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う	<input type="checkbox"/> 実施			

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
入浴介助加算(Ⅱ)(続き)	<p>事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者の居室を訪問した医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該利用者の居室の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成している</p> <p>入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴）その他の利用者の居室の状況に近い環境で、入浴介助を行っている</p> <p>自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、右記Q&Aに示された要件をすべて満たすことにより、算定しても差し支えない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 実施</p> <p><input type="checkbox"/> 満たす</p>	青P320～ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)	青P320～ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<p>1 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、事業所の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている</p> <p>2 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている</p> <p>3 個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている</p> <p>4 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している</p> <p>5 3月に1回以上、効果・実施方法等に対する評価を実施し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明している</p> <p>6 機能訓練指導員等は、客員における評価内容や目標の達成度等について、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている</p> <p>7 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明している</p> <p>8 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしている</p> <p>9 個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 合致</p>	青P656 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十五の二）	青P1498 厚生労働大臣が定める基準（基準告示百二十一の三）

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
	2 個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を行っている	<input type="checkbox"/> 該当		
	3 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の3～8の要件	<input type="checkbox"/> 満たす		
	4 個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位を加算	<input type="checkbox"/> 合致		
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において理学療法士等」という。）が計画的に機能訓練を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	青P658 個別機能訓練計画	青P1500 個別機能訓練計画
	2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、1日120分以上、1名以上配置している	<input type="checkbox"/> 配置		
	3 個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っている	<input type="checkbox"/> 実施		
	4 個別機能訓練を行うにあたっては、開始時及びその3ヶ月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明している	<input type="checkbox"/> 実施		
	5 個別機能訓練計画に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている	<input type="checkbox"/> 実施		
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1 個別機能訓練加算Ⅰを算定している	<input type="checkbox"/> 該当		
	2 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出	<input type="checkbox"/> 該当		
	3 機能訓練の実施に当たり必要な情報を活用した場合	<input type="checkbox"/> 該当		

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
ADL維持等加算（Ⅰ）	1 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上である	<input type="checkbox"/> 満たす	青P660	/
	2 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、ADLを評価し、その評価に基づくADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出している	<input type="checkbox"/> 満たす		
	3 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上である	<input type="checkbox"/> 満たす		
ADL維持等加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅰ）の1・2の要件	<input type="checkbox"/> 満たす		
	評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である	<input type="checkbox"/> 満たす		
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	青P662 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十八）	青P1502 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十八）
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施		
栄養アセスメント加算	従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 満たす	青P662 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十八の二）	青P1502 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十八の二）
	利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している	<input type="checkbox"/> 満たす		
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> 満たす		
	利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定していない※例外あり青P663参照。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 満たす		
栄養改善加算	従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	青P664 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十九）	青P1504 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十九）
	管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成	<input type="checkbox"/> あり		
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/> あり		
	計画に基づく栄養改善サービスの提供、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問、栄養状態等の記録	<input type="checkbox"/> あり		
	概ね3月ごとに栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供	<input type="checkbox"/> あり		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり		
月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下			

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1度を限度）	従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔・栄養状態について確認	<input type="checkbox"/> 実施	青P666 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十九の二） 口腔・栄養スクリーニング様式（参考様式） 栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（参考様式）	青P1506 厚生労働大臣が定める基準（基準告示十九の二） 口腔・栄養スクリーニング様式（参考様式） 栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（参考様式）
	利用者の口腔・栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/> 実施		
	利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
	算定日が属する月が、栄養アセスメントを算定している月でないこと、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間でないこと、栄養改善サービスが終了した日の属する月でないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間でないこと、口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でないこと	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（口腔スクリーニング）（6月に1回を限度）	従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔状態について確認		
利用者の口腔状態に関する情報を介護支援専門員に提供		<input type="checkbox"/> 実施		
利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない		<input type="checkbox"/> 該当		
算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した月であること		<input type="checkbox"/> 該当		
算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと		<input type="checkbox"/> 該当		
定員、人員基準に適合		<input type="checkbox"/> 該当		
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（栄養スクリーニング）（6月に1回を限度）		従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/> 実施		
	利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
	算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	<input type="checkbox"/> 該当		
	算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間又は口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
口腔機能向上加算（Ⅰ）	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	青P668 厚生労働大臣が定める基準（基準告示五十一の十一） 口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式） 口腔機能向上サービスのモニタリング（参考様式）	青P1508 厚生労働大臣が定める基準（基準告示百二十一の四） 口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式） 口腔機能向上サービスのモニタリング（参考様式）
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	<input type="checkbox"/> あり		
	医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを個別に行っている	<input type="checkbox"/> 合致		
	必要に応じ、介護支援専門員を通じての主治の歯科医師等への情報提供、受診勧奨などの措置	<input type="checkbox"/> あり若しくは必要がない		
	歯科医療を受診している場合は、医療保険の摂食機能療法を算定していない、介護保険の口腔機能向上サービスとして摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をしている	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/> あり		
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	<input type="checkbox"/> あり		
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供	<input type="checkbox"/> 3月毎に実施		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり		
	月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下		
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件	<input type="checkbox"/> 満たす		
	LIFEを用いて利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	<input type="checkbox"/> 満たす		
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している	<input type="checkbox"/> 実施	青P670	青P1510
	必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> 実施		

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること	<input type="checkbox"/>	青P672 厚生労働大臣が定める 基準（基準告示五十二）	青P1512 厚生労働大臣が定める 基準（基準告示百二十二）
	介護職員のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること	<input type="checkbox"/>		
	前年度（3月を除く）の職員の割合につき、毎年度記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること	<input type="checkbox"/> 該当		
	前年度（3月を除く）の職員の割合につき、毎年度記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること	<input type="checkbox"/>	青P672 厚生労働大臣が定める 基準（基準告示五十二）	青P1512 厚生労働大臣が定める 基準（基準告示百二十二）
	サービスを直接提供する職員（生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員）のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上であること	<input type="checkbox"/>		
	前年度（3月を除く）の職員の割合につき、毎年度記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者については、所定単位を減算する（傷病その他やむを得ない事情で送迎を行った場合は、この限りでない）	<input type="checkbox"/> 該当	青P670	青P1510
送迎を行わない場合の減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道ごとに所定単位を減算している（同一建物居住者等に係る減算の対象者を除く。）	<input type="checkbox"/> 実施	青P672	青P1512

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
介護職員処遇改善加算 (I)	(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/> 満たす	青P674 厚生労働大臣が定める基準（基準告示五十三）	青P1514 厚生労働大臣が定める基準（基準告示百二十三）
	(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ていること。	<input type="checkbox"/> 満たす	処遇改善加算計画書 処遇改善加算実績報告書 その他添付書類	処遇改善加算計画書 処遇改善加算実績報告書 その他添付書類
	(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直したときは、その内容を市に届け出ること。	<input type="checkbox"/> 満たす	緑P966 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	緑P966 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
	(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告すること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(7)-1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(7)-2 (7)-1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(7)-3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(7)-4 (7)-3について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
(7)-5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。	<input type="checkbox"/> 満たす			
(7)-6 (7)-5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす			
(8) 介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす			

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護 (前記と同じ)	予防 (前記と同じ)
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	(1) (Ⅰ) の算定要件(1)から(6)、(7)-1～(7)-4及び(8)に適合すること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	(1) (Ⅰ) の算定要件(1)から(6)に適合すること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(2) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。又は、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
	(3) 介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
介護職員等特定処遇改善加算 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日 老発0412第8号）参照 令和3年度以降は、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）参照	(1) 介護職員等特定処遇改善計画の作成	<input type="checkbox"/> 作成している	青P674 厚生労働大臣が定める基準（基準告示五十三の二）	青P1514 厚生労働大臣が定める基準（基準告示百二十三の二）
	(2) 賃金改善の実施 ① 配分対象と配分方法 一 賃金改善の対象となるグループ a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。 b 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。 c その他の職種 介護職員以外の職員をいう。 二 事業所における配分方法 実際に配分するに当たっては、一 a～cそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。この場合において、二 a～c内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。 a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとする。こと。 ・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 ・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 b 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較し高いこと。 c 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 d その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。	<input type="checkbox"/> 実施している	処遇改善加算計画書 処遇改善加算実績報告書 その他の添付書類	処遇改善加算計画書 処遇改善加算実績報告書 その他の添付書類

自己点検シート 介護報酬編（認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費）

点検項目	点検事項	点検結果	介護報酬の解釈のページ	
			介護	予防
	(3) 職場環境等要件 実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」について、6の区分から3の区分を選択し、それぞれで1以上の取組を行うこと。	<input type="checkbox"/> 取組を行っている		
	(4) 介護福祉士の配置等要件（※介護職員特定処遇改善加算Ⅰのみの要件） サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分の届出を行っていること。	<input type="checkbox"/> 算定している		
	(5) 処遇改善加算要件 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/> 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 加算Ⅲ		
	(6) 見える化要件 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。 当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。	<input type="checkbox"/> 公表している		
	(7) 労働基準法等の遵守 介護職員等特定処遇改善加算の趣旨や介護職員処遇改善加算「算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。」という要件を踏まえ、労働基準法等を遵守していること。	<input type="checkbox"/> 遵守している		
	(8) 賃金改善方法の周知について 当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員等特定処遇改善計画書や情報公表等を用いて職員に周知するとともに、就業規則との内容についても職員に周知すること。	<input type="checkbox"/> 周知している		